

令和 8 年度高知県観光公式 Instagram 及び TikTok 運用委託業務 公募型プロポーザル企画提案書作成要領

1 提出書類

提出書類、様式及び提出部数を次表に示します（※すべて片面印刷にしてください。）

番号	提出書類の名称	規格及び制限枚数	提出部数
1	表紙・目次	A 4 縦、2 枚まで	正本 1 部 副本 7 部
2	基本的な考え方	A 4 縦、4 枚まで	
3	業務の計画、実施方法	A 4 縦、8 枚まで ※全体スケジュールは A 4 横で可	
4	投稿サンプル（Instagram/TikTok※）	A 4 縦、6 枚まで ※動画データは DVD に保存し 1 枚提出すること。	
5	実施体制、関連業務の実績	A 4 縦、4 枚まで	
6	経費見積書 消費税及び地方消費税を含んだ額としてください。	A 4、2 枚まで	

- ※ 1 表紙には、提案事業者名、代表者職氏名、所在地、担当者名等を記載し、表紙、目次以外の各ページにページ数を入れてください。
- ※ 2 A 3 用紙を使用する場合は、A 4 用紙 2 枚として換算します。
- ※ 3 企画提案書の文字は、10.5 ポイント以上を基準に作成してください。
- ※ 4 審査委員への送付のため、企画提案書の PDF データも併せてご提出ください。

2 企画提案書のポイント

- (1) 提出書類番号 1：表紙・目次
所定事項を記入してください。
- (2) 提出書類番号 2：基本的な考え方
 - ・仕様書の「2 委託業務の目的」及び「5 運用方針」をふまえて企画提案の全体に係るねらいやポイントを記載してください。
- (3) 提出書類番号 3：業務の計画、実施方法
 - ・年間を通じた業務計画（投稿スケジュールなど）を記載してください。
 - ・基本的な考え方を踏まえて、具体的にどのような手法を用いて業務の目的を実現するか、具体的な実施方法を記載してください。
- (4) 提出書類番号 4：投稿サンプル
別添仕様書に示す内容を踏まえ、Instagram および TikTok の投稿のサンプルを制作してください。
 - ・Instagram・・・各アカウントそれぞれ動画投稿 2 例以上、フィード投稿 2 例以上
 - ・TikTok・・・・・・動画投稿 2 例以上
 - ・投稿サンプルの作成にあたっては、アカウント運用コンセプトや各 SNS の特性を考慮した内容とすること
- (5) 提出書類番号 5：実施体制、関連業務の実績

- ・受託者の実施体制、過去に履行した SNS 運用業務の実績（主なもの）及び本業務を総括する責任者と記事作成者の過去の SNS 運用の業務経験（主なもの）を記載してください。その際、SNS 運用によって得られた定量的な効果と、その効果を得るために講じた手法についても記載してください。
- ・実施体制については、各 SNS 発信に適した高知県内の情報を収集、撮影できる体制であることがわかるように記載してください。

(6) 提出書類番号 6：経費見積書

見積額には消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載してください。また、経費の内訳について記載してください。その際、少なくとも「定期的な投稿（1 投稿）に係る経費」がわかるように詳細な内訳を記載してください。

見積もりには、取材に係るあらゆる経費（施設入館料、体験料含む）を含めてください。

(7) その他

提案書の構成（記載内容の順番）は「1 提出書類」にある番号順とすること。

3 提出方法

持参、又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

企画提案書の PDF データはメール又は CD-RW 等で提出してください。

4 提出期限

令和 8 年 5 月 1 日（金）午後 5 時 必着

※この期限までに必要書類のすべての提出がないものは、受付することができませんのでご注意ください。

※動画投稿のサンプルデータは、上記期限までに DVD に保存し、書類とともに 1 枚提出すること。（ファイル形式は MP4 など一般的なパソコン上にて再生可能なものに限る。）

5 提出先

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 20 号 高知県庁本庁舎 5 階

高知県観光振興スポーツ部観光政策課 内

どっぷり高知旅キャンペーン推進委員会事務局

担当：西村、西森

T E L : 088-823-9143 F A X : 088-823-9256

6 受理の通知

提出いただいた書類が期限までに到着し受付されたときは、提出者に対して書類が到着したことをお知らせします。

7 提案書類等についての留意事項

(1) 提案は 1 者 1 提案までとします。

(2) 提案書類を受け付けた後の追加及び修正は認めません。

(3) 提出された提案書類が次項に該当するときは無効となる場合があります。

① 虚偽の内容が記載されているもの

② 見積限度額を超えた実施内容を記載したもの

③ 提案書類の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないもの

(4) 提案書類は、著作権・意匠権等の問題が生じないように配慮してください。